

## 契 約 書 (案)

静岡県住宅供給公社（以下甲という）と ○○○○○○（以下乙という）は、甲の指定する業務を乙に委託するにあたり以下のとおり合意し契約を締結する。

### 第1条(目的)

1. 甲は、別紙に記載する業務(以下「委託業務」という)を乙に委託し乙はこれを受託する。
2. 「委託業務」の詳細は、甲乙間で別途確認する「委託業務」の見積仕様書およびこれに準じる書面（以下、見積仕様書等という。）に記載するとおりとし、乙は、見積仕様書等に従って「委託業務」を遂行する。

### 第2条（業務委託料）

1. 「委託業務」の対価(以下「料金」という)は、別紙に記載するとおりとする。
2. 乙は、「委託業務」が完了した後すみやかに「料金」に消費税および地方消費税相当額を加算した 金額を記載した請求書を甲に発行するものとする。
3. 甲は、乙から前項による請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に支払わなければならない。
4. 甲は、自己の責に帰すべき事由により「料金」の支払を遅延した場合、乙に対し、前項の期間満了の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項に定める割合で計算した 遅延利息を加算して支払う。
5. 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「委託業務」を中止した場合、甲は、当該「委託業務」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点で調査資料、「成果物」(この場合、未完成のものを含む)を甲に引き渡す。

### 第3条（委託業務の形態）

1. 乙は、別途甲乙合意する場所において「委託業務」を実施するものとする。
2. 乙が乙の事業所以外の場所で「委託業務」を実施する場合の什器備品代、光熱費、電話料その他費用の負担については甲乙別途協議して決定するものとする。

### 第4条(業務の完了)

1. 乙は、「委託業務」による成果物(以下「成果物」という)を、別途甲乙合意する納期内に甲に納入するものとし、甲は、すみやかに内容を確認し受領証を乙に交付するものとする。
2. 「成果物」の納入をもって「委託業務」の完成とする。

### 第5条（器材・設備）

1. 「委託業務」に必要な器材・設備等(簡単な工具は除く)は、原則として乙が乙の責任と費用にて調達するものとする。

2. 前項の定めにかかわらず、甲が必要であると認めた場合、乙は「委託業務」に必要な器材・設備等を甲から有償または無償で借り受けることができるものとする。
3. 乙が、器材・設備等を甲から有償で借り受ける場合の器材・設備等の賃料については甲乙別途協議の上、決定するものとする。

#### 第6条(機密保持)

1. 乙は、本契約および本契約にもとづく「委託業務」を実施する上で知り得た甲に関する一切の情報を機密として取り扱い、いかなる第三者にも開示しないものとする。
2. 乙は、「委託業務」実施のため、甲から開示されるすべての資料・情報等を機密として取扱い、「委託業務」実施の目的以外のいかなる目的にも、これを使用しないものとする。
3. 前2項の規定は本契約終了後3年間は有効に存続するものとする。
4. 第1項および第2項に定める乙の義務は、次のいずれか一つに該当する情報には適用しないものとする。
  - (1) 乙が甲から開示または提供をうける前から既に所有していたもの
  - (2) 乙が甲から開示または提供をうける前から既に公知であったもの
  - (3) 乙が甲から開示または提供を受けた後、乙の責によらずして公知となったもの
  - (4) 乙が甲から開示または提供をうける前に機密保持義務を課せられることなく既に正当に入手していたもの
  - (5) 乙が甲から開示された情報によらず、自ら開発したもの

#### 第7条(乙の責任)

1. 「委託業務」の内容(「成果物」を含む)に起因して甲に対して第三者から何らかの請求がなされた場合、乙は甲の責に帰すべき場合を除き、乙の責任と費用で処理・解決するものとする。
2. 「委託業務」に関して発生した乙の「業務担当者」の労働災害については、乙の責任と費用で処理するものとする。

#### 第8条(権利の帰属)

1. 「委託業務」の履行にあたり新規に開発された物、構造、方法もしくは手順等に関するアイデア、コンセプトであって、システムの設計、開発及び製作等に必要なエンジニアリング資料、図面、仕様書、指示書、手順書、報告書及びその他の技術資料に含まれる成果に関して「工業所有権等」を取得する権利は、甲が発明・考案を行った場合は甲に、乙が行った場合は乙に、甲乙共同で行った場合は甲乙共有(持分均等)に帰属する。
2. 「成果物」の著作権は、著作権法第27条(翻訳・翻案権)および第28条(二次的著作物の利用に関する 原作者の権利) の権利を含み、「成果物」の納入の時点で、乙

から甲に移転するものとする。ただし、「成果物」を構成する著作物のうち、「委託業務」に着手する以前から乙が著作権を保有していたもの(以下「委託外著作物」という)の著作権は、乙に留保されるものとする。

3. 乙は、「成果物」に関して著作者人格権(氏名表示権, 公表権および同一性保持権)を甲に対して行使しないことに同意する。

#### 第9条(損害賠償)

乙が、「委託業務」の実施にあたり乙の過失により甲に損害を与えた場合は、乙は、現実に発生した直接かつ通常の損害についてのみ、本契約にもとづき甲から受領した対価を上限としてその損害を賠償する責を負うものとする。

#### 第10条(再委託)

乙は、「委託業務」の全部または一部を第三者に再委託することができない。ただし、甲が事前に承諾したときはこの限りではない。

#### 第11条(契約終了後の措置)

1. 本契約が終了した場合には、乙はただちに「成果物」(仕掛り品を含む)および甲から提供された一切の資料・資材等(複製物も含む)を甲に返却するものとする。
2. 第5条第2項にもとづき乙が甲から器材・設備等の貸与を受けている場合には、その貸借は本契約の終了をもって失効し、乙は、ただちに甲から貸与された器材・設備等を原状に復して甲に返却するものとする。
3. 理由の如何を問わず、本契約が終了した場合といえども、第8条および第9条に定める合意事項は有効に存続するものとする。

#### 第12条(反社会的勢力の排除)

1. 甲および乙は、自らが反社会的勢力(「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団およびその関係団体等をいう。)でないこと、反社会的勢力でなかったこと、反社会的勢力を利用しないこと、反社会的勢力を名乗るなどして相手方の名誉・信用を毀損しもしくは業務の妨害を行いまは不当要求行為をなさないこと、自己の主要な出資者または役職員が反社会的勢力の構成員でないことを表明し、保証する。
2. 甲および乙は、前項の規定を、自己の委託先および自己の調達先にも順守させるよう努力する。
3. 甲および乙は、前二項に対する違反を発見した場合、すみやかにこれを是正するものとし、当該違反が相手方に影響を与えると判断した場合には、直ちに相手方にその事実を報告する。
4. 甲および乙は、相手方が前三項に違反した場合、催告なく、直ちに本契約を解除することができる。この場合、相手方に損害が発生しても、その損害は賠償しない。
5. 本契約締結以前に、甲乙間で反社会的勢力との取引防止に関して合意している場合、当該合意内容を優先して適用する。

第13条(規定外事項)

本契約に定めなき事項または各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲乙信義にもとづき誠実に協議の上、解決するものとする。

以上、本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通宛保有するものとする。

令和 年 月 日

甲

乙

別紙

料金には消費税および地方消費税は含まない。

委託業務名	成果物名	納入予定日	料金
			円
			円
			円
			円

納品場所

## 業務仕様書

### 「オフィスドキュメントマネジメント設計サービス」

乙は、本契約第 1 条に記載する「委託業務」を以下のとおり提供する。

- (1) 乙は、甲がオフィスドキュメントマネジメントシステムを構築するにあたり、次の項目から別途甲乙で合意する内容を記載する「成果物」を作成し甲に納入する。
  - ① オフィスドキュメントマネジメントシステムの対象となるドキュメントの分類 およびドキュメントサイクルに沿ったシステム全体の設計（基本設計）
  - ② オフィスドキュメントマネジメントシステムを構成するハードウェア、ソフトウェアの環境設計（システム全体設計、詳細の環境設計）
- (2) 前号の「成果物」の名称は、別紙に記載するとおりとする。
- (3) 「オフィスドキュメントマネジメント設計サービス」には、機器類の据え付け、コンピュータプログラムのインストール、および環境設定作業等は含まない。
- (4) 「成果物」に関する保証については、「成果物」に誤植、落丁、棄損等の材質および記録状態についての物理的不具合が発見された場合に、「成果物」の納入から 3 ヶ月間、無償でその不具合を修補もしくは代替品を納入する。
- (5) 甲が乙の責に帰すべからざる理由で「委託業務」を中止した場合、甲は、当該「委託業務」の出来高に応じ、甲乙協議の上算定する金額を乙に支払うものとし、乙は、中止時点での調査資料、「成果物」（この場合、未完成のものを含む）を甲に引き渡す。
- (6) 「成果物」納入後に甲がシステムの構成を変更し、乙に「成果物」の修正等を依頼する場合、甲および乙は、新たに契約を締結する。

以上